

## 処分業許可申請書（新規・更新・変更）添付書類一覧（○：必須、△：該当する場合）

| 法施行規則第十条の四第二項 |  | 具体例   | 個人            | 法人            |
|---------------|--|---|---------------|---------------|
| 1             | 事業の計画の概要を記載した書類  | ・別紙様式第7号の1～5  | ○             | ○             |
| 2             | 事業の用に供する施設（保管の場所を含む。）構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図並びに最終処分場にあつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面（当該施設が法第十五条第一項の許可を受けた施設である場合を除く。） | ・事務所・駐車場の位置図（ゼンリン地図等）<br>・敷地内見取図<br>・場内平面図（施設（保管場所含む）の配置図、排水経路図等）<br>・施設構造図面（処理フロー図、平面・立面・断面図、仕様書、カタログ等）<br>・付帯設備図面等（仕様書、カタログ等）<br>・環境保全対策のための設備図面等（悪臭、騒音、振動、粉塵対策等）<br>・処理能力計算書   | ○<br>注1       | ○<br>注1       |
| 3             | 申請者が前号に掲げる施設の所有権を有すること（申請者が所有権を有しない場合には、当該施設を使用する権原を有すること）を証する書類   | ・事業場の土地の登記簿謄本（賃貸借契約書の写し等）<br>・事業所の土地の公図（切り図、地積測量図等）<br>・施設（付帯設備含む）の売買契約書写し、賃貸借（リース）契約書写し等）<br>・設置年月日を証する書類（納品書、引渡し書、検査済証等）  | ○<br>注1, 4    | ○<br>注1, 4    |
| 4             | 産業廃棄物の処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。）を業として行う場合には、当該処分後の産業廃棄物の処理方法を記載した書類  | ・別紙様式第11号   | △             | △             |
| 5             | 産業廃棄物の海洋投入処分を業として行う場合には、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十三条に規定する登録済証の写し   | ・登録済証の写し  | △<br>注1       | △<br>注1       |
| 6             | 当該事業を行うに足る技術的能力を説明する書類   | ・（公財）日本産業廃棄物処理振興センターの許可講習会修了証の写し<br>・新規講習会（過去5年以内）・更新講習会（過去2年以内）  | ○<br>注6       | ○<br>注6       |
| 7             | 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達を記載した書類   | ・規則様式第六号の二（第8面）   | ○             | ○             |
| 8             | 直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類<br>※直前の事業年度に係る有価証券報告書（証券取引法（昭和23年法律第25号）第24条第1項に規定する有価証券報告書をいう。以下同じ。）の提出に代えることができる。           | ■直前3か年の事業年度分の<br>・決算報告書（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表）<br>・確定申告書（別表一（一）、別表四）の写し（税務署の受付印又は電子申請等証明書のあるもの）<br>・法人税の納税証明書（その1・納税額等証明用）   |               | ○<br>注2, 4, 5 |
| 9             | 資産に関する調書、直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類   | ・規則様式第六号の二（第9面）<br>・青色申告者：直前期の確定申告書（青色申告決算書の貸借対照表）の写し<br>・青色申告者以外：預金残高証明書、固定資産評価証明書<br>■直前3か年の<br>・確定申告書（第一表）の写し（マイナンバー部分は判読できないよう加工したもの。）<br>・青色申告者：確定申告書（青色申告決算書の損益計算書）の写し（税務署の受付印又は電子申請等証明書のあるもの）<br>・青色申告者以外：確定申告書（収支内訳書）の写し（税務署の受付印又は電子申請等証明書のあるもの）<br>・申告所得税の納税証明書（その1.納税額等証明用） | ○<br>注2, 4, 5 |               |
| 10            | 定款又は寄付行為及び登記事項証明書<br>※直前の事業年度に係る有価証券報告書の提出に代えることができる。  | ・定款又は寄付行為（写しに原本証明したもの）<br>・登記事項証明書  |               | ○<br>注2, 4, 5 |

|     |   |  |               |               |
|-----|---|--|---------------|---------------|
| 11  | 住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）第10条第1項に規定する登記事項証明書（以下「登記されていないことの証明書」という。））        | ・住民票の写し（本籍地の記載があるもの。マイナンバーの表示がないもの。）<br>・登記されていないことの証明書  | ○<br>注3, 4    |               |
| 12  | 申請者が法第14条第5項第2号イからへまでに該当しない者であることを誓約する書面  | ・規則様式第六号の二（第10面）   | ○<br>注5       | ○<br>注5       |
| 13  | 申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し並びに登記されていないことの証明書  | ■法定代理人（個人）<br>・住民票の写し（本籍地の記載があるもの。マイナンバーの表示がないもの。）<br>・登記されていないことの証明書<br>■法定代理人（法人）<br>・登記事項証明書<br>・役員の住民票の写し（本籍地の記載があるもの。マイナンバー表示がないもの。）<br>・登記されていないことの証明書 | △<br>注3, 4, 5 | △<br>注3, 4, 5 |
| 14  | 法第14条第5項第2号ニに規定する役員（相談役、顧問を含む）の住民票の写し並びに登記されていないことの証明書  | ・役員の住民票の写し（本籍地の記載があるもの。マイナンバーの表示がないもの。）<br>・登記されていないことの証明書   |               | ○<br>注3, 4, 5 |
| 15  | 発行済み株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し並びに登記されていないことの証明書（これらの者が法人である場合には、登記事項証明書） | ・確定申告書別表2の写し（最新のもの）<br>■個人株主<br>・住民票の写し（本籍地の記載のあるもの。マイナンバーの表示がないもの。）<br>・登記されていないことの証明書<br>■法人株主<br>・登記事項証明書   |               | ○<br>注3, 4, 5 |
| 16  | 申請者に令第6条の10に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し並びに登記されていないことの証明書  | ・使用人の住民票の写し（本籍地の記載のあるもの。マイナンバーの表示がないもの。）<br>・登記されていないことの証明書  | △<br>注3, 4, 5 | △<br>注3, 4, 5 |
| その他 | 原許可証の原本<br>申請手数料  | 更新申請、変更許可申請の場合のみ<br>産業廃棄物：新規100千円、更新94千円、変更92千円<br>特別管理産廃：新規100千円、更新・変更95千円  | △<br>○        | △<br>○        |

※申請内容によっては、その他必要な書類を求められることがある。特に役員等について登記されていないことの証明書が提出できない場合（役員等が成年被後見人若しくは被保佐人に該当する場合）、当該役員等が「精神の機能の障害」を有するか否かについて確認するため、医師の診断書、認知症に関する試験結果等を求めることがある。

注1) 更新・変更許可申請の場合、その内容に変更がない場合に限り、2、3及び5に掲げる書類又は図面の添付を要しないものとする。この場合、「添付書類省略申出書（様式第19号）」を添付する。

注2) 直前の事業年度に係る有価証券報告書（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十四条第一項に規定する有価証券報告書をいう。）の提出に代えることができる。

注3) 有効な先行許可証の提出により、「成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書」を省略することができる。変更許可申請にあたり有効な先行許可証を提出する場合は、「住民票の写し」、発行済み株式総数の百分の五以上の株式を有する法人又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている法人の「登記事項証明書」及び法定代理人が法人である場合は当該法人の「登記事項証明書」も省略することができる。この場合、「先行許可証の提示について（様式第20号）」を添付する。

注4) 「不動産登記事項証明書」、「納税証明書」、「登記事項証明書」、「住民票の写し」、「成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書」は、申請の前3ヶ月以内に発行されたものとし、複写による提出でよい。（申請時に原本照合を行う。）

注5) 同業の更新許可申請と変更許可申請を同時に行う場合は、8～16の書類は更新許可申請書に添付し、変更許可申請書には「添付書類省略申出書（様式第21号）」を添付することにより8～16の書類の添付を省略することができる。また産業廃棄物処分業と特別管理産業廃棄物処分業の許可申請を同時に行う場合は、8～16の書類は産業廃棄物処分業の申請書に添付し、特別管理産業廃棄物処分業の申請書には「添付書類省略申出書（様式第22号）」を添付することにより5～16の書類の添付を省略することができる。

注6) 講習会の取扱いについては資料3-2による。